

2 我が国の大学院制度の変遷と大学院重点化

年	大 学 院 制 度	大学院の量的整備	
		研究科数	在学者数
明治19年	帝国大学令 大学院の目的 「……大学院ハ學術技芸ノ蘊奥ヲ攷究シ……」	明治19年	23人
大正7年	大学令 大学院の概念 「学部ニハ研究科ヲ置クベシ、數個ノ学部ヲ置キタル大学ニ於テハ……大学院ヲ設クルコトヲ得、」		
昭和22年	学校教育法の制定 大学院の概念 従来の研究科の集合体としての大学院という概念に代えて、教育研究組織としての課程制大学院という概念を導入	昭和30年 174研究科	10,174人
昭和49年	大学院設置基準の制定 従来の大学基準協会による大学院基準に代わるものとして、初めて法令で課程の設置と区分、修士課程及び博士課程の目的、修業年限等を制度化 学位規則の改正 大学院の課程を修了した者に学位を授与することとするよう、課程の修了と学位の関係を明確化	昭和50年 551研究科	48,464人
昭和51年	学校教育法の一部改正 大学院大学の制度化 大学院の入学資格に修士課程修了者を追加 博士後期課程のみの独立研究科、独立専攻の設置を想定し独立研究科、独立専攻に関わる法令を整備		
昭和60年	複数学部を基礎とした学際的・総合的な大学院（いわゆる総合大学院）を設置（固有の教官定員と固有の施設を措置）		
昭和62年	国公立大学の大学院の設備整備を対象とした大学院最先端設備費を導入（はじめて固有の設備を整備）		
平成元年	大学院設置基準の一部改正 博士課程の目的 「研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識」 ↓ 「研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識」	平成元年 809研究科	85,263人
平成3年		平成3年 872研究科	98,650人
平成11年	学校教育法の一部改正 研究科を学部と同等の基本的な組織として法令上明確化 大学院設置基準の一部改正 専門大学院の制度化（修士課程の一形態） 「高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を専ら養うことを目的として、特に必要と認められる専攻分野について教育を行う修士課程」		178,901人
平成12年		平成12年 1,231研究科	216,322人
平成14年	学校教育法の一部改正 大学院の目的 「學術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与」 ↓ 専門職大学院の制度化	平成15年 1,377研究科 専門職大学院 10研究科	230,844人 645人